

15/23



竹塙
溪海之書
先親之書
然之字

伯春
字子之
可人

大治九年

明和二十年十一月
持来乞 院 方

由之 院 中 方

二月 廿 日 院 使

右之 通 法 非

一竹 持 之 院 使 乃 院 之 院 使 乃 院 使

福浦 之 院 使 乃 院 之 院 使 乃 院 使

法 院 乃 院 之 院 使 乃 院 使

台 院 乃 院 之 院 使 乃 院 使

竹 持 乃 院 之 院 使 乃 院 使

在 指 乃 院 之 院 使 乃 院 使

一 台 院 乃 院 之 院 使 乃 院 使

法 院 乃 院 之 院 使 乃 院 使

法 止 乃 院 之 院 使 乃 院 使

『竹嶋江渡海之次第先規より書付之写』

2 p

昨日者干鯛一箱

持参令祝着候

為其以使申候以上

三月二十九日 加藤佐渡守使

右之通御座候

一 竹嶋江渡海仕候道法之内隠岐国島後

福浦より七八拾里程渡り候而松島と申小島

御座候付此小島江茂渡海仕度旨

台徳院様御代御願申上候処願之通被為

仰付竹島同様二年々渡海仕候尤每度

奉指上候竹島渡海之絵図ニ書頭候御事

一 台徳院様以来

御巡檢被為遊御通候節伯耆国米子

御止宿之砌村川市兵衛大谷九右衛門被

【訳】

昨日は干し鯛を一箱持参し喜ばれました。そのことを伝える使いを出しました。

三月二十九日 加藤佐渡守 使

(御使いが持って来た口上書の写しは) 右の通りである。

一 竹島渡海の道のりのうち、隠岐国の島後にある福浦より七、八十里行くと、松島という小島があるので、この小島への渡海も台徳院様の代(二代將軍秀忠 1605～23)にお願いしたところ、お許しいただき、竹島と同様に毎年渡海した。この小島のことは毎回差上げた竹島渡海の絵図に書き入れている。

一 台徳院様の代以来

御巡檢使の通る道筋の伯耆の国米子に泊られた折に、村川市兵衛と大谷九右衛門は(呼び出されて)